

[資料1]

令和8年度及び令和9年度の保険料率について

令和8年2月

山口県後期高齢者医療広域連合

令和8年度及び令和9年度の保険料率について

1 後期高齢者医療の保険料のしくみ

(1) 保険料率の改定

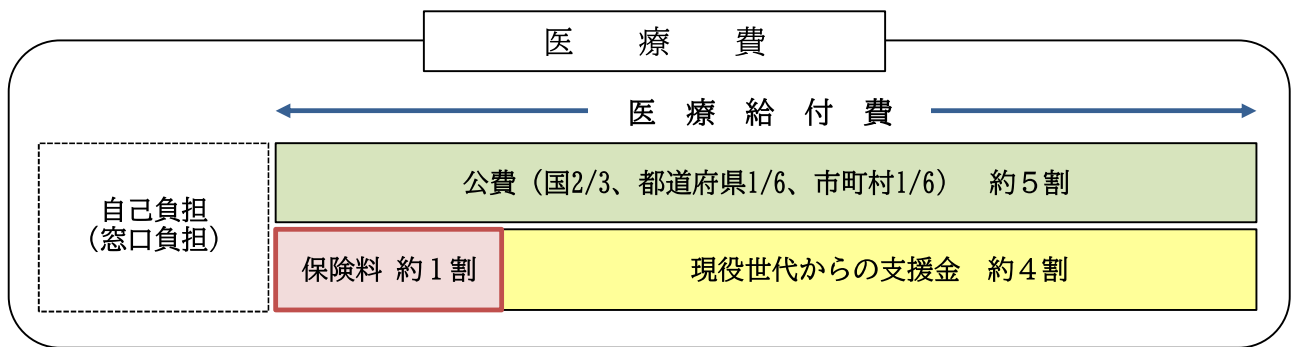
保険料率の改定は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定により2年ごとに行うこととされているため、今年度中に令和8・9年度の保険料率を決定する。

令和8年度から新設される子ども・子育て支援金分については、令和9年度に料率改定が予定されていることから、今年度は令和8年度のみ決定することとなる。

(2) 保険料所要額

<医療分>

後期高齢者の医療費は、約1割の自己負担（窓口負担）を除く医療給付費について約5割を国・都道府県・市町村の公費、約4割を現役世代からの支援金、残りの約1割を被保険者の保険料で賄っている。このため、医療給付費の増減により、保険料所要額が増減し、これを確保するために保険料率を変更することとなる。



<子ども・子育て支援金分>

国は、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収することを定めた。

令和8年度は子ども・子育て支援金として全体で約6,000億円を徴収することとなるが、その内、山口県後期高齢者医療では約7億円を被保険者に負担いただくことになる。

(3) 令和8年度の保険料所要額へ影響がある事案

①後期高齢者負担率

・令和6・7年度 12.67%→令和8・9年度 13.27%

②診療報酬改定

・診療報酬全体 +3.09% (令和8年6月1日施行)
・薬価 ▲0.86% (令和8年4月1日施行)
・材料価格 ▲0.01% (令和8年6月1日施行)

③一定以上所得者の窓口負担割合の配慮措置終了による影響

窓口負担割合の2割負担変更による外来診療費の配慮措置が終了

・令和8年度 ▲0.0196%
・令和9年度 ▲0.0196% (影響係数は国の試算による山口県分)

④高額医療費負担金の対象レセプトの基準額の見直し

高額医療費負担金の対象となるレセプトの基準額を80万円から85万円へ引き上げ

・令和8年度 ▲10.35%
・令和9年度 ▲10.35% (影響係数は国の試算による山口県分)

⑤高額療養費の見直しによる医療給付費への影響

高額療養費の自己負担額の月額上限額の引き上げ及び年間上限の導入等

・令和8年度 ▲0.30%

・令和9年度 ▲0.27% (影響係数は国の試算による山口県分)

⑥令和7年度税制改正による影響

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ変更

・軽減判定に用いる総所得金額が減少し、軽減対象者・軽減額が増加する

・窓口負担割合や高額療養費の区分が下がる者が発生し、給付費が増加する

⑦出産育児支援金について

激変緩和措置の終了(半額を国が支援していたが、令和8年度に措置が終了)

(4) 保険料率の算定に関する制度改正の内容

①保険料の賦課限度額

現行(令和6・7年度)の80万円から85万円に引き上げる

②均等割軽減判定所得

・2割軽減 (現行) $43万円 + 56万円 \times \text{被保険者数}$

(改正後) $43万円 + 57万円 \times \text{被保険者数}$

・5割軽減 (現行) $43万円 + 30.5万円 \times \text{被保険者数}$

(改正後) $43万円 + 31万円 \times \text{被保険者数}$

③医療分保険料における均等割7割軽減率の拡充

令和8・9年度は広域連合の判断により、均等割7割軽減対象者へ0.2割を加えて

7.2割軽減とすることが可能。(0.2割分の財源は特別調整交付金により補填される)

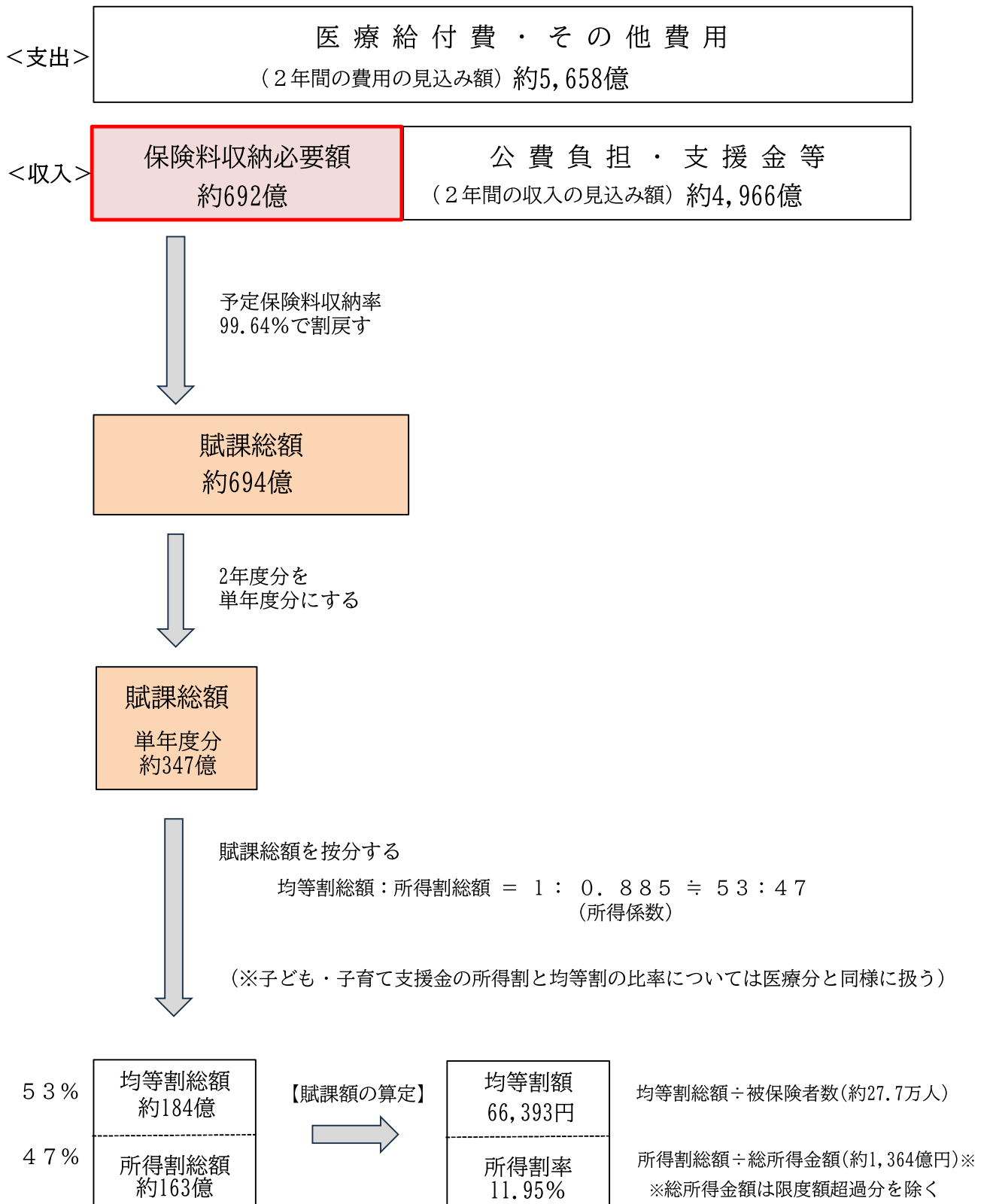
④子ども・子育て支援金

・医療分と同様に均等割と所得割により金額を算出

・均等割の軽減判定についても医療分と同様に扱う

・賦課限度額を21,000円とする

2 保険料の算定方法



3 保険料率の試算

	所得割率	均等割額	1人当たり 保険料額
令和8・9年度 医療分	11.95%	66,393円	98,300円
令和8年度 子ども・子育て支援金分	0.24%	1,354円	2,004円

4 保険料率の抑制対策

保険料率の抑制対策としては、後期高齢者医療給付費準備基金（以下、準備基金という）及び財政安定化基金の活用を行うことができるとされているが、今回は以下のとおり対応したい。

準備基金の繰り入れ 30億円

(準備基金の令和7年度末残高見込み 94億3,389万3,482円)

5 保険料率の改定案

(1) 医療分

	所得割率	均等割額	1人当たり 保険料額 (軽減後)
令和6・7年度 実績見込み (A)	11.52%	57,012円	86,543円
令和8・9年度 (B)	11.95%	66,393円	98,300円
準備基金0円	(3.73%増)	(16.45%増)	(13.59%増)
増減 (B)-(A)	—	9,381円	11,757円
改定(案) 令和8・9年度 (C)	11.36%	63,513円	94,026円
準備基金30億円	(1.39%減)	(11.40%増)	(8.65%増)
増減 (C)-(A)	—	6,501円	7,483円

※()内は令和6・7年度実績見込みからの増減率

(2) 子ども・子育て支援金分

	所得割率	均等割額	1人当たり 保険料額 (軽減後)
令和8年度	0.24%	1,354円	2,004円

96,030円 (E)
(10.96%増)
増減 9,487円 (E)-(A)

6 今後の予定

- 2月 広域連合議会にて改正案を審議
議決後、決定した料率を県内記者発表
- 4月 保険料率を改定
厚労省から全国の保険料率を公表
- 7月 各被保険者へ保険料額決定通知書及び納入通知書を送付

保険料試算の状況【令和7年度保険料と令和8年度保険料（案）との比較】

試算条件

●被保険者は年金収入のみの夫婦2人世帯とする。

●妻は年金収入80万円以下（年金所得0円）で、夫の保険料について試算する。

年金収入額	年金所得額	賦課の元となる所得金額	令和8年度（医療分）				令和8年度（こども分）				令和8年度（合算）				令和7年度					
			所得割率	所得割額	均等割額	年間保険料額	軽減区分	R7年度との増減額	所得割率	所得割額	均等割額	年間保険料額	軽減区分	年間保険料額	軽減区分	R7年度との増減額	所得割率	所得割額	均等割額	年間保険料額
1,100,000	0	0	—	0	17,783	17,783	7.2割軽減	680	—	0	406	406	7割軽減	18,189	1,086	—	0	17,103	17,103	7割軽減
1,530,000	430,000	0	11.36	0	17,783	17,783	7.2割軽減	680	0.24	0	406	406	7割軽減	18,189	1,086	11.52	0	17,103	17,103	7割軽減
2,000,000	900,000	470,000	11.36	53,392	31,756	85,148	5割軽減	2,498	0.24	1,128	677	1,805	5割軽減	86,953	4,303	11.52	54,144	28,506	82,650	5割軽減
2,110,000	1,010,000	580,000	11.36	65,888	31,756	97,644	5割軽減	2,322	0.24	1,392	677	2,069	5割軽減	99,713	4,391	11.52	66,816	28,506	95,322	5割軽減
2,120,000	1,020,000	590,000	11.36	67,024	31,756	98,780	5割軽減	2,306	0.24	1,416	677	2,093	5割軽減	100,873	4,399	11.52	67,968	28,506	96,474	5割軽減
2,270,000	1,170,000	740,000	11.36	84,064	31,756	115,820	5割軽減	2,066	0.24	1,776	677	2,453	5割軽減	118,273	4,519	11.52	85,248	28,506	113,754	5割軽減
2,300,000	1,200,000	770,000	11.36	87,472	31,756	119,228	5割軽減	-15,085	0.24	1,848	677	2,525	5割軽減	121,753	-12,560	11.52	88,704	45,609	134,313	2割軽減
2,310,000	1,210,000	780,000	11.36	88,608	50,810	139,418	2割軽減	3,953	0.24	1,872	1,083	2,955	2割軽減	142,373	6,908	11.52	89,856	45,609	135,465	2割軽減
2,500,000	1,400,000	970,000	11.36	110,192	50,810	161,002	2割軽減	3,649	0.24	2,328	1,083	3,411	2割軽減	164,413	7,060	11.52	111,744	45,609	157,353	2割軽減
2,770,000	1,670,000	1,240,000	11.36	140,864	50,810	191,674	2割軽減	3,217	0.24	2,976	1,083	4,059	2割軽減	195,733	7,276	11.52	142,848	45,609	188,457	2割軽減
2,820,000	1,720,000	1,290,000	11.36	146,544	50,810	197,354	2割軽減	-8,266	0.24	3,096	1,083	4,179	2割軽減	201,533	-4,087	11.52	148,608	57,012	205,620	2割軽減
2,830,000	1,730,000	1,300,000	11.36	147,680	63,513	211,193		4,421	0.24	3,120	1,354	4,474		215,667	8,895	11.52	149,760	57,012	206,772	
3,000,000	1,900,000	1,470,000	11.36	166,992	63,513	230,505		4,149	0.24	3,528	1,354	4,882		235,387	9,031	11.52	169,344	57,012	226,356	
4,000,000	2,725,000	2,295,000	11.36	260,712	63,513	324,225		2,829	0.24	5,508	1,354	6,862		331,087	9,691	11.52	264,384	57,012	321,396	
5,000,000	3,565,000	3,135,000	11.36	356,136	63,513	419,649		1,485	0.24	7,524	1,354	8,878		428,527	10,363	11.52	361,152	57,012	418,164	
6,000,000	4,415,000	3,985,000	11.36	452,696	63,513	516,209		125	0.24	9,564	1,354	10,918		527,127	11,043	11.52	459,072	57,012	516,084	
7,000,000	5,265,000	4,835,000	11.36	549,256	63,513	612,769		-1,235	0.24	11,604	1,354	12,958		625,727	11,723	11.52	556,992	57,012	614,004	
8,000,000	6,145,000	5,715,000	11.36	649,224	63,513	712,737		-2,643	0.24	13,716	1,354	15,070		727,807	12,427	11.52	658,368	57,012	715,380	
8,500,000	6,620,000	6,190,000	11.36	703,184	63,513	766,697		-3,403	0.24	14,856	1,354	16,210		782,907	12,807	11.52	713,088	57,012	770,100	
9,000,000	7,095,000	6,665,000	11.36	757,144	63,513	820,657		20,657	0.24	15,996	1,354	17,350		838,007	38,007	11.52	767,808	57,012	800,000	
9,200,000	7,285,000	6,855,000	11.36	778,728	63,513	842,241		42,241	0.24	16,452	1,354	17,806		860,047	60,047	11.52	789,696	57,012	800,000	
10,000,000	8,045,000	7,615,000	11.36	865,064	63,513	850,000		50,000	0.24	18,276	1,354	19,630		869,630	69,630	11.52	877,248	57,012	800,000	
10,571,000	8,616,000	8,186,000	11.36	929,929	63,513	850,000		50,000	0.24	19,646	1,354	21,000		871,000	71,000	11.52	943,027	57,012	800,000	